

第2章 自然とともに暮らすまち

第1節 環境への負荷の少ないまちをつくる

第2節 自然を生かした潤いのあるまちづくり

第3節 安全に安心して暮らせるまちづくり

第1節 【環境への負荷の少ないまちをつくる】

基本的な考え方

環境保全については、登別市環境基本計画に基づき資源循環型社会の実現に向け市民・事業者・民間団体及び行政が一体となって組織した「登別市環境保全市民会議」を中心に全市的な環境保全活動に取り組んでいます。

今後も、引き続き市民総参加による環境保全活動を積極的に推進し環境への負荷の少ない循環型社会を構築します。

I 環境に配慮した暮らしの構築

＜目 標＞ 一人でも多くの市民が環境問題に理解と関心を持ち、それぞれの立場で環境に配慮した暮らし方を構築する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	環境保全活動に取り組む人数	基準値 H16	525 人	目標値 H27	630 人
------	---------------	---------	-------	---------	-------

指標 2	環境家計簿の活用に取り組む世帯の割合	基準値 H16	1%	目標値 H27	10%
------	--------------------	---------	----	---------	-----

指標 3	環境調査における環境基準を超えた項目	基準値 H16	0 件	目標値 H27	0 件
------	--------------------	---------	-----	---------	-----

市民一人一人が、地球規模における環境保全の重要性を認識し、日常生活の中で環境問題を主体的に捉え、省資源・省エネルギー型生活の実現を目指すことができるよう啓発するとともに、市民の健康の保護、生活環境や自然環境の適正な保全を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 <環境保全意識の醸成>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①環境教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・子どもから大人まで各年齢層に応じた環境教育・学習の機会と場の充実に努めます。・子どもたちの環境に対する意識を育むため、学校における総合学習の中で、環境教育の推進を図ります。
----------	--

②環境保全団体の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的に環境保全活動に取り組む団体間の交流を促進します。 ・市や環境保全団体における情報の交換を促進します。
--------------	--

③環境保全活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動団体等の情報交換の場を提供し、その活動の支援に努めます。
------------	---

④環境に配慮した消費行動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入や環境ラベルの付いた製品の購入が定着するよう普及啓発活動を推進します。
-----------------	--

2 <環境保全活動の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①省資源・省エネ生活への意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な生活における節電の普及など、省資源・省エネルギーと環境にやさしい生活様式の意識啓発を推進します。
------------------	--

②温室効果ガスの削減推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策地域推進計画を策定し、温室効果ガスの削減に向けた取組みを推進します。
--------------	--

③自然エネルギーの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光や風力などの自然エネルギーの利用促進を検討します。
---------------	---

④公害監視体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動、地盤沈下などの原因となる環境汚染源の監視体制の強化に努めます。
------------	---

⑤生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種のペット等が捨てられ生態系を乱すことを防止するため、飼い主に対してペット等の適正な飼育管理についての意識の啓発を行い、生態系の保全を図ります。
---------	---

II 循環型社会の構築

<目 標> 循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化やリサイクル活動の促進と廃棄物の適正な処理を行う。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	家庭系ごみの市民一人・1日当り排出量	基準値 H16	570 g	目標値 H27	550 g
------	--------------------	---------	-------	---------	-------

指標 2	事業系ごみの年間排出量	基準値 H16	9,388 t	目標値 H27	8,700 t
------	-------------	---------	---------	---------	---------

指標 3	最終処分場の年間埋立て量	基準値 H16	2,234 t	目標値 H27	2,000 t
------	--------------	---------	---------	---------	---------

指標 4	不法投棄件数	基準値 H16	48 件	目標値 H27	0 件
------	--------	---------	------	---------	-----

一般廃棄物処理基本計画の実現を目指し、策定した「ごみ減量化行動指針」に基づき、ごみの減量化やリサイクル活動の啓発を促進するとともに、廃棄物の適正な処理を推進します。

【施策の基本的な方向】

1 <廃棄物の減量>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①ごみの排出抑制の普及啓発とその実践強化	<ul style="list-style-type: none"> 「登別市ごみ減量化行動指針」に基づき、ごみの減量化と普及啓発を推進します。
----------------------	---

2 <廃棄物の有効利用>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①リサイクルの普及啓発とその実践強化	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の分別や、資源回収を推進します。 資源回収を促進するため回収団体への支援を図ります。 再生品の有効利用や普及啓発を推進します。
--------------------	--

3 <一般廃棄物の適正処理>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①ごみ処理施設の適正な維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> 安全かつ安定的にごみの焼却処理等が行えるよう、施設の日常の維持管理を適正に行い、大気及び水質等の汚染防止に努めます。
--------------------	--

4 <産業廃棄物の適正処理>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①産業廃棄物処理場の適正な管理・指導	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携を図り、環境汚染防止の指導・監督に努めます。
--------------------	---

5 <不法投棄の防止>

①不法投棄防止の強化	・市民・事業者・行政が一体となり、「クリーンのぼりべつゴミゼロ運動」を展開し、不法投棄防止の強化を図ります。
------------	--

Ⅲ 生活排水の適正な処理

<目 標> 生活排水等を適正に処理することにより水質汚濁を防ぎ、環境負荷を軽減する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	下水道処理人口普及率	基準値 H16	84.00%	目標値 H27	96%
------	------------	---------	--------	---------	-----

指標 2	汚水処理人口率	基準値 H16	63.67%	目標値 H27	93%
------	---------	---------	--------	---------	-----

指標 3	水洗化率	基準値 H16	73.40%	目標値 H27	100%
------	------	---------	--------	---------	------

指標 4	浄化槽の設置率	基準値 H16	12.38%	目標値 H27	100%
------	---------	---------	--------	---------	------

指標 5	し尿の年間汲み取り量	基準値 H16	13,844kl	目標値 H27	2,960kl
------	------------	---------	----------	---------	---------

日常生活や事業活動から排出される様々な生活排水等（生活排水・事業場排水・観光排水等）の水質汚濁が環境に影響を及ぼす大きな要因となっているため、下水道処理施設やし尿処理施設の整備による生活排水等の処理を適正に行い、水質汚濁を防ぎ、環境負荷の軽減に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <下水道の普及拡大と処理施設の適正な管理>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①下水道事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道事業の推進を図ります。 ・水洗化率の向上を図ります。 ・業務系施設の下水道への接続を促進します。 ・若山浄化センターの拡充と機器類の計画的な更新を行います。
-----------	---

2 <合併浄化槽の普及>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①個別排水処理施設の整備	・下水道計画区域外の合併浄化槽設置率の向上を図ります。
--------------	-----------------------------

3 <し尿の適正処理>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①し尿処理施設の整備	・し尿を希釈して下水道へ投入処理するまでの間、現有施設の有効利用を図ります。
------------	--

第 2 節 【自然を生かした潤いのあるまちづくり】

基本的な考え方

人と自然とのふれあい拠点整備事業で整備したネイチャーセンターを中心に体験型自然環境学習を推進してきましたが、更に、これからは、市内の自然環境保全団体と連携し、子どもから高齢者まで、市民の各年齢層に応じて、地域自然環境の再認識と自然環境保全の意識啓発を推進します。

また、みどりには、安全で快適な生活をおくる上で欠かせない存在であることから、自然をいかした潤いのあるまちづくりを推進します。

I 人と自然が共生する潤いと安らぎのある環境の創出

＜目 標＞ 自然環境学習を充実し、自然や緑の保全に努める。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	自然環境学習指導者の人数	基準値 H16	50 人	目標値 H27	75 人
------	--------------	---------	------	---------	------

指標 2	環境関連イベント等への参加人数	基準値 H16	4,200 人	目標値 H27	8,400 人
------	-----------------	---------	---------	---------	---------

指標 3	野生生物データベースの利活用件数	基準値 H16	0 件	目標値 H27	17 件
------	------------------	---------	-----	---------	------

指標 4	都市計画区域内の市民一人当りの緑地面積	基準値 H16	1,421 m ²	目標値 H27	1,452 m ²
------	---------------------	---------	----------------------	---------	----------------------

登別市みどりの基本計画の実現と、地域に根ざした環境保全活動や、自然環境学習の輪を広げるため、幅広い視野を持った実践的な指導者の育成や自然に学び、自然とのふれあいを体験する場の整備と公園施設の適正な維持管理に努め、みどりと調和のとれた環境づくりを進めます。

【施策の基本的な方向】

1 <自然環境活動の拠点づくりと人づくり>

【主要な施策】

【具体的な内容】

① 体験的自然環境学習の場の充実	・山、川、海、温泉等自然を活用した体験型自然環境学習の場の充実に努めます。
------------------	---------------------------------------

② 自然環境学習指導者の養成	・自然環境学習指導者の養成に努め、地域に根ざした環境保全活動や自然環境学習の輪を広げます。
----------------	---

③ 自然環境保全団体との連携	・自然環境保全活動をしている各団体等が、資料収集や情報交換ができる場の提供に努めます。
----------------	---

2 <自然環境の保全と回復>

【主要な施策】

【具体的な内容】

① 適切な自然環境保全活動の推進	・鳥獣保護区などの法令に基づく地域指定など野生生物の生育、生息域の保全に努めます。
------------------	---

② 貴重な自然を保全するための地域指定	・すぐれた自然環境で保全の必要性の高い地域については、自然環境の保全に関する法令に基づく地域指定を進めます。
---------------------	--

③ 野生生物データベースの構築	・市内の野生生物の生育、生息実態の把握に努め、データベース化を図り、その利活用を促進します。
-----------------	--

④ 自然を生かした公園、緑地の整備	・公園、緑地等の保全及び整備にあたっては既存の樹木や自然景観等に配慮した整備に努めます。
-------------------	--

⑤ 海岸沿いのみどりの保全、回復	・海岸沿いのみどりの保全を図るとともに、海浜地を利用して市民と協働により樹木の植栽等を進めます。
------------------	--

⑥ 森林の保全	・森林は、水資源の涵養や大気の浄化、野生生物の生育・生息の場など大切な機能を有することから、その保全に努めます。
---------	--

3 <水辺環境の保全・創造>

【主要な施策】

【具体的な内容】

① 河畔林の保全	・河川沿いの樹木の保全を図るとともに、河川管理に影響のない河川敷地を利用してみどりの拡大に努めます。
----------	--

② 自然環境と調和した親水空間の復元	・既存の樹木等の自然を残しながら河川親水空間づくりを推進します。
--------------------	----------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な生物の育成、生息空間である水辺の保全に努めます。 ・水辺を活用した自然とのふれあいづくりの推進に努めます。
--	--

4 <自然とのふれあいの場の整備>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①地域の自然資源を活用した自然とのふれあいの場の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ネイチャーセンターや公園、緑地で開催されるイベント等に、気軽に参加できるように、自然とのふれあいの場の整備に努めます。
----------------------------	--

5 <葬斎場・墓地の整備>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①葬斎場の効率的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生的でやすらぎや快適な葬斎場の適正な維持管理に努めます。
②墓地の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生的で安心して利用できる墓地の整備を図ります。 ・墓地の需要を把握し、需要状況に合わせた墓地の整備を進めます。

第3節 【安全に安心して暮らせるまちづくり】

基本的な考え方

（総合防災計画）

過去数度にわたり大雨や台風、地震などの自然災害に見舞われ被害が発生し、特に、大雨災害では、大きな被害を受けてきました。

このため、過去の教訓を活かし、治山や河川改修、雨水・排水対策などの整備を進め、また、防災についての市民啓発も実施してきたところですが、これらをさらに推進し、市民が安心して暮らせるまちづくりに努めることが重要な課題です。

災害に強いまちづくりをさらに推進するため、防災資機材の整備とともに災害時の心構え等の啓発を推進します。

（消防・救急救助体制）

大地震や火山噴火等の自然災害、NBC（核・生物・化学）災害発生時の消防に対する住民の期待は高く、緊急時に即応できる消防体制の整備、迅速、的確な消防・救急救助活動の展開が求められています。

このため、効率的な消防組織や施設、救急救助体制等の整備充実を図るとともに、火災を未然に防ぐための予防活動の強化や消防団の活性化などを図ります。

（交通安全対策）

交通事故のないまちをつくるために、交通安全協会とともに交通安全思想の普及と交通安全意識の啓発に努め、歩行者が安全で安心して通行のできる歩道の整備を行い、交通安全施設の充実に努めます。

（消費者対策）

市民の日常生活における消費者の権利を守るため、消費生活情報の調査・収集と提供及び消費生活相談に努めます。また、消費者の自主的活動を促進するため、消費者団体の活動を支援します。

（防犯対策）

市民が安全に安心して暮らせるよう、警察や町内会等の各関係団体と連携を図り、テロなどの危機管理や犯罪誘発防止に努めます。

（市民相談）

暮らしが豊かになるにつれて、多種多様な困りごとや心配ごと、苦情が増える傾向にあることから、軽易な相談から法律の専門家による相談など幅広い相談体制の充実に努めます。

I 総合防災体制の整備

<目標> 万が一の災害に備えた心構えなどの普及啓発や防災機材の整備や地域防災組織の整備促進、非常用食糧の適正な備蓄、未整備河川の改修整備を進める。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	防災訓練の実施回数	基準値 H16	1 / 2 回 隔年実施	目標値 H27	1 / 2 回 隔年実施
------	-----------	---------	-----------------	---------	-----------------

指標 2	防災意識向上のための勉強会や研修会の開催回数	基準値 H16	22 回	目標値 H27	112 回
------	------------------------	---------	------	---------	-------

指標 3	自主防災組織の世帯加入率	基準値 H16	21.8%	目標値 H27	50%
------	--------------	---------	-------	---------	-----

災害から市民の生命財産を守るため、防災計画の適宜見直しを進めるとともに、防災訓練の実施やハザードマップの有効活用を図りながら、万が一の災害に備えた心が構えなどの普及啓発や防災機材の整備に努めるとともに、非常用食糧の適正な備蓄等に努めます。

また、河川災害防止対策としては、民有地内を流下している未整備河川の治水機能を向上させるため、用地処理を含めた護岸整備を進めます。

【施策の基本的な方向】

1 <総合防災対策の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①防災計画の推進	・災害対策基本法に基づき登別市防災会議が「登別市地域防災計画」を作成しており、この計画に添った防災体制の適切な執行に努めるとともに、必要に応じて適宜修正をし、災害に対しての基本体制の充実に努めます。
②防災訓練の実施	・登別市地域防災計画に基づき、隔年で防災訓練を実施し、万が一の自然災害に備える訓練の充実に努めます。
③ハザードマップの活用	・平成17年度、18年度の2ヵ年事業で作成する災害予想区域図（ハザードマップ）を全戸に配布し、万が一の自然災害に備えた日頃の心構えや非常持ち出し品の備え、自宅周辺における危険箇所の把握などに活用してもらい、これによって被害を最小限に抑えることが可能となるよう努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における要援護者（高齢者や障害者など）への地域での支援の重要性についての啓発に努めます。
--	--

④防災思想の普及啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織や各町内会を対象に防災に関する研修会を繰返し実施することにより市民の防災に対する意識を高め、啓発活動の推進に努めます。
--------------	--

2 <防災体制の確立>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①防災施設及び設備の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内・屋外の一次避難所やサイレン遠隔吹鳴装置など、災害時に活用する施設や各種設備の適正な維持管理を行い、万一の災害時にも円滑に機能するよう整備に努めます。
----------------	--

②防災センター機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・各種災害に備えた防災センター機能を備えた施設の整備に努め、効果的防災体制の充実を図ります。
--------------	--

③防災情報体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨情報等の高性能観測装置や同報系無線システムなど地域防災システムの整備に努め、災害時の情報伝達の円滑な推進に努めます。 ・広報媒体としての放送機関との連携強化を図ります。
------------	--

④自主防災組織の設立促進	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、15の自主防災組織があり、49の単位町内会（組織率50%＝全98町内会）が参加していますが、全ての町内会が自主防災組織を有する取組みを進めます。
--------------	--

⑤地域における防災資機材の装備	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織に対し、各種資機材の整備に必要な財政支援を行い、防災活動の助長を図ります。
-----------------	--

⑥非常用食糧の備蓄	<ul style="list-style-type: none"> ・山間部など災害時に孤立する可能性がある地域に非常用食料の備蓄を図ります。
-----------	---

3 <治山・治水対策の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①治山事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の維持保全と、山地に起因する災害から市民の生命・財産を守るため治山事業を推進します。
----------	---

②治水事業の推進	・未整備の河川について、計画的な整備に努めます。
----------	--------------------------

II 消防・救急救助体制の充実

＜目 標＞ 火災予防活動の強化や消防団の活性化など総合的な消防力を強化し、火災発生や被害を防ぐ。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	建物火災の発生件数	基準値 H16	13 件	目標値 H27	8 件
------	-----------	---------	------	---------	-----

指標 2	火災による死傷者の割合	基準値 H16	18.5%	目標値 H27	0%
------	-------------	---------	-------	---------	----

効果的な消防・救急救助体制を確立するため、消防庁舎・車両及び人員の適正配置を図るとともに、火災を未然に防ぐための予防活動の強化や消防団の活性化など総合的な消防力の強化を図ります。

【施策の基本的な方向】

1 火災予防活動の推進

【主要な施策】

【具体的な内容】

①防火管理体制の強化	・地域住民と事業所等の連携による防火管理体制の強化に努めます。
②防火思想の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の防火、防災意識の高揚を図るための講習会や広報活動を強化するとともに地域、事業所の火災予防の普及啓発に努めます。 ・事業所等における防火管理の知識、技術の向上を図るための防火管理講習会の定期的な実施に努めます。 ・住宅火災から死者数の低減を図るため「住宅用火災警報器」の義務化により住宅への設置普及に努めます。
③防火査察の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・防火対象物の査察を定期的な実施し、火災予防上必要な指導に努めます。 ・危険物施設への定期的な立入検査を通じ技術基準の適合性について安全指導に努めます。 ・災害時要援護者を災害から守るため、一人暮らし等の高齢者査察を強化します。

④消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・女性団員も含め新団員の確保等消防団の強化に努めます。 ・消防団員の安全装備品の整備に努めます。
----------	---

2 <消防力の強化・高度化>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①消防施設、機器整備の高度化と効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、防災活動の拠点として防災センター機能を備えた消防庁舎の建設を検討します。 ・効果的な出動体制を確立するため、消防施設の適正配置の検討及び老朽化した各施設の計画的な整備に努めます。 ・消防ポンプ自動車、救助工作車等、消防資機材の整備に努めます。
--------------------	---

②消防用通信体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信機器を活用した消防緊急通信指令施設など消防機動力の高度化に努めます。
-------------	---

③消防水利の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・水利不足地域の解消を図るため計画的に消火栓や防火水槽の整備に努めます。
----------	--

④広域消防体制の整備と消防施設の適正配置	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応型車両の導入やそれに対応した資機材の整備に努めます。 ・行政区域を超えた消防救急無線の広域化・共同化と消防指令業務の共同運営について広域的な体制の整備に努めます。
----------------------	---

Ⅲ 交通安全の推進

<目 標> 交通安全意識の高揚と交通安全施設の整備を進め、交通事故を防止する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	交通事故件数	基準値 H16	202 件	目標値 H27	180 件
------	--------	---------	-------	---------	-------

指標 2	交通事故死亡者数	基準値 H16	4 人	目標値 H27	0 人
------	----------	---------	-----	---------	-----

交通安全意識の高揚を図るため、交通安全教育や全市的な交通安全運動の推進に努めるとともに、歩行者が安全で安心して通行のできる歩道の整備と交通安全施設の整備を進め、交通事故の防止に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <交通安全意識の高揚>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①交通安全に関する意識啓発の強化	・市の交通安全計画に基づく各種啓発活動のほか、幼稚園児や小学校低学年生を対象とした交通安全青空教室、高齢者を対象とした運転実技講習会、各老人クラブでの交通安全講習会等の交通安全に関する意識啓発に努めます。
------------------	--

2 <交通安全施設の整備>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①交通安全施設の増設	・歩行者が安全に安心して利用できるよう、歩道の整備計画を立て整備を行うとともに、信号機、歩道、カーブミラー、照明灯、ロードマークなどについて、年次計画を立て交通安全施設の設置に努めます。
------------	---

IV 安全な消費生活の確保

<目 標> 市民の消費生活の安全と安定の確保を図る。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	消費生活展の参加者数	基準値 H16	450 人	目標値 H27	500 人
指標 2	消費生活相談件数	基準値 H16	401 件	目標値 H27	360 件
指標 3	消費生活相談の解決率	基準値 H16	100%	目標値 H27	100%

消費者協会と連携し、消費生活モニターによる価格動向調査、商品試買量目調査等を実施するとともに、オレオレ詐欺や振り込め詐欺などの多様化する消費生活相談の充実に努め、市民の消費生活の安全と安定の確保に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <消費者対策の充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①消費者意識の啓発及び学習機会の充実	・高校、老人クラブ、町内会等へ出向いての消費生活出前講座の開催及び消費生活展の開催等により、消費生活についての正しい知識の普及・啓発に努めます。
②消費者相談機能の拡充	・消費者被害を救済するための生活相談を行うとともに、予防対策についての啓発に努めます。

V 犯罪のない安全なまちづくり

<目 標> 犯罪のない安心・安全なまちをつくり、市民の生命、身体及び財産を保護する。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	市内の犯罪発生件数（年間）	基準値 H16	732 件	目標値 H27	500 件
------	---------------	---------	-------	---------	-------

犯罪や少年非行のない明るく住みやすい地域社会の実現を目指すため、関係機関・団体と連携を図り、社会を明るくする運動及び暴力追放運動、防犯灯の設置、空家等の適正管理による犯罪誘発防止に努めるほか、外国からの武力攻撃やテロなどの発生による市民の生命、身体又は財産を保護するための危機管理等、必要な措置（訓練、警報、避難等）に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <防犯対策の推進>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①国民保護計画の推進	・世界各国でテロが発生していることから、制定された「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」を受けて、登別市国民保護計画（仮称）を策定し、関係機関と連携をした中で、市民の安全を確保するための措置（訓練、警報、避難等）を講ずることとします。
------------	--

②地域ぐるみ防犯活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・室蘭・登別防犯協会連合会等との連携を図り、効果的な地域安全活動の支援に努めます。 ・地域安全ニュースの発行や目の不自由な方のための地域安全ニュース点字版及び録音テープ版の発行や防犯セミナーの開催及び暴力団排除運動等の啓発活動に努めます。 ・社会を明るくする運動、防犯講話等の支援協力に努めます。
---------------	--

VI 心配ごと・困りごとの解消

＜目 標＞ 専門家による相談の機会を増やし、より多くの困りごとの解消に努める。

【目標への接近度を計る指標等】

指標 1	相談可能人数	基準値 H16	144 人	目標値 H27	160 人
------	--------	---------	-------	---------	-------

生活上の心配ごとや困りごと、苦情など多種多様な相談を必要に応じて各種の専門家から受けることができる無料法律相談等の相談体制の充実を図り、市民の心配ごとや困りごとの解消に努めます。

【施策の基本的な方向】

1 <市民相談の充実>

【主要な施策】

【具体的な内容】

①市民相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活上の心配ごとや困りごと、苦情など簡易な相談の実施や弁護士・司法書士等の各種専門家による無料法律相談の実施に努めます。 ・無料法律相談の機会を増やし、市民相談の充実を図ります。
------------	---